

○令和3年度第1回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の主な委員意見

発言要旨	事務局回答
<p>1</p> <p>コロナ禍でリモートワークが増加したため、家庭内暴力がある若い女性や子どもは、家にいられなくなり、外に出なければならぬ状態になっている。そのため、家に戻れず薄野周辺に滞在していると、飲食店での住み込みの仕事の勧誘があり、店へ行くと風俗店であったという事例を去年から今年にかけて多数、目の当たりにしている。</p> <p>そのため、若い女性たちが風俗店への勧誘に遭わないよう相談できる体制や、親の性暴力や虐待などで家にいられない子を保護することなどについて、防犯上の対策として、条例に組み込んでいただければと思っている。</p>	<p>札幌市では、平成17年に「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例」を制定し、風俗営業の勧誘行為について規制を行っているところ。</p> <p>また、若い女性に対しては、令和3年8月から、「困難を抱える若年女性支援事業」により、繁華街の巡回による声掛けやSNSを活用した相談支援事業を実施しています。この事業では、安全な居場所の確保が必要な方には一時的な安全で安心な居場所を提供するとともに、継続した支援が必要な場合は、関係する行政機関と連携して自立支援も行うこととしております。</p>

○「客引き等を防止するための条例制定の是非等」に関する検討部会（第1回）の主な委員意見

発言要旨	事務局回答
<p>2</p> <p>悪質な客引きがいるのは承知しているが、居酒屋やカラオケ店等の事業者が、空き時間に店の前で従業員やアルバイトにサービス券を配りながら宣伝している行為に対して、嫌な印象を受けたことはないし、断れば執拗にされることもなかった。</p> <p>悪質な客引きを規制対象とすることは理解できるが、事業者が空き時間に従業員やアルバイトを使い店の宣伝をしているものや地道にお金を掛けられない方法として行っているものまで、客引き全般として一緒に規制対象とするのは疑問を感じる。</p>	<p>ご指摘いただいた内容を踏まえまして、すすきの地区や狸小路地区、大通地区の居酒屋やカラオケ店の利用者、地元住民等に対し、アンケートを実施しました。今回のアンケートでは、「風俗営業」「性風俗営業」を除くことを記載するとともに、執拗でない客引きに相当する「近づいて声を掛けながら」や「チラシやメニュー表を見せながら」行われる客引き行為のイメージや規制の適否について回答をいただきました。その結果、約7～8割の方がこれらの客引き行為について、否定的なイメージを持つとともに規制が必要と思うという回答をいただいたところです。</p> <p>なお、他政令市においては、相手を特定する客引きを規制しているものの、不特定多数に対し「店のチラシやサービス券を配る」もしくは相手を特定せずに「居酒屋どうですか」等と呼びかける行為は、規制の対象外となっております。</p> <p>参考：資料2（3～7ページ）、別紙1</p>
<p>3</p> <p>実態調査において、時間帯別で最も人数の多い84人のうち、「その他」は56人であり、そのほとんどが風俗業関連の客引きであると想定される。そして、通行人に嫌なイメージを持たれている原因のほとんどがこの風俗業関連の客引きと思う。そのため、飲食店やカラオケ店など一部に過ぎない業種も一緒に規制するのは反対である。</p>	<p>「その他」の内訳について、風俗営業関連以外の業種があるか確認したところ、飲食店等に区分される「メイド喫茶」の客引きが数名程度いることが判明しました。さらに、追加調査により、飲食店等に区分される客引きの有無について、風俗営業が多い南5～6条付近を調査したところ、飲食店等に区分される「ガールズバー」の客引きを数多く確認しました。</p> <p>さらに、時間帯や場所により客引きの業種構成が大きく相違することが調査結果の分析により判明しております。</p> <p>参考：資料2（3～7ページ）、別紙1、資料3</p>

○「客引き等を防止するための条例制定の是非等」に関する検討部会（第1回）の主な委員意見

発言要旨	事務局回答
<p>4</p> <p>規制の必要性そのもの、いわゆる立法事実については、アンケートや実態調査を立法事実とされていると理解している。どちらの調査も、「執拗な客引き」の捉え方や「業種」の区別が大ざっぱであり、これをもって、居酒屋やカラオケ店を含めた客引き全般に対する規制の必要性が具体的に根拠づけられているのか、その立法事実について疑問があります。</p>	<p>ご指摘いただいた内容を踏まえまして、すすきの地区や狸小路地区、大通地区の居酒屋やカラオケ店の利用者、地元住民等に対し、「客引き」に関するアンケートを実施しました。これは、「風俗営業」「性風俗営業」を除くことを記載するとともに、「執拗な客引き」と「執拗でない客引き」について、客引き行為の態様を具体的に示すことで区別を可能にするなど、より正確な回答が得られるよう留意しました。その結果、約7～8割の方がこれらの客引き行為について、否定的なイメージを持つとともに規制が必要と思うという回答をいただいております。</p> <p>また、実態調査については、調査結果を確認したところ、飲食店等に区分される「メイド喫茶」の客引きが数名程度いることが判明しました。さらに、追加調査により、客引きが最も多い旧ラフィラ前やニッカ看板前の交差点を調査したところ、「執拗な客引き」については確認されませんでした。加えて、飲食店等に区分される客引きの有無について、風俗営業の客引きが多い南5～6条付近を調査したところ、飲食店等に区分される「ガールズバー」の客引きを数多く確認しました。</p> <p>参考：資料2（3～7ページ）、別紙1、資料3</p>
<p>5</p> <p>手段の相当性として、ここまでの規制を行う必要があるのかという点に疑問があります。</p> <p>現行の法令でも、「執拗な客引き」は、警察の厳しく厳密な取締りをすれば、対応可能になると思う。ほかのいろいろな迷惑行為について、例えば、うそを言って連れていくのは消費契約法違反になるし、路上喫煙はほかの条例違反、路上でたむろすることは道路交通法違反になるので、不当な行為については、現行法令でも十分に規制が可能である。</p> <p>あえて、単純な客引き行為まで規制対象とする必要があるのか、規制の相当性について疑問があります。</p>	<p>今回、すすきの地区や狸小路地区、大通地区の居酒屋やカラオケ店の利用者、地元住民等に対し、「客引き」に関するアンケートを実施しました。このアンケートでは、「近づいて声を掛けながら」や「チラシやメニュー表を見せながら」行われる客引き行為について、規制対象にすべきかどうかについて質問しております。</p> <p>その結果、約7～8割の方が、規制が必要と思うという回答を確認したところです。</p> <p>参考：資料2（3～7ページ）、別紙1</p>

○「客引き等を防止するための条例制定の是非等」に関する検討部会（第1回）の主な委員意見

発言要旨	事務局回答
<p>6 営業の自由に対する配慮がなされているのか疑問があります。事業者がアルバイトや従業員を使い店の宣伝をさせる、客引き等をさせることは、事業者の営業努力の一つであり、これらは広告や集客の選択の一つとして認められてしかるべきで、一律に規制対象とするのは、営業の自由に対する大きな侵害ではないか。また、フリーの客引きについても、真面目に一つの職として取り組んでいる個人や業者もいるであろうし、その方々まで一緒に規制するのは、営業の自由に対する大きな侵害ではないか。</p> <p>営業の自由については、抑えておかなければならないと思うので、他の政令市等で条例を制定する際の議論の内容を閲覧できるものがあれば資料として用意していただきたい。</p>	<p>事務局回答</p> <p>近年、札幌市では、客引き行為を防止するため、地域において様々な取組が行われてきましたが、客引き行為が収まらない状態が続いております。</p> <p>同様の問題を抱えている他政令市（9市）では、客引き全般を規制する条例を制定しており、迷惑な客引き行為を規制している状況です。</p> <p>そのため、札幌市としましては、安全に安心して通行し利用できる環境を整備するため、客引きを防止するための条例を制定する必要があると考えているところです。</p> <p>なお、他政令市では、規制を最小限の内容や合理的な範囲で行うことにより、営業の自由とのバランスを取っている都市もあります。例えば、禁止区域における店舗の1メートル以内の客引き行為を制限していない都市もあります。</p> <p>参考：資料4、別紙2</p>
<p>7 市民アンケートの資料の問1「ここ二、三年の間にJR札幌駅から地下鉄すすきの駅周辺の居酒屋やカラオケ店に行ったことがあるか」という質問のうち、「ない」という回答が3分の2であり、そもそも当事者でない方が多い状況である。そのなかで、あまりそういう経験がない方が、客引きに対する悪い印象が頭の中にあるのではないかと考えている。そのため、現場の実態を知っている方にアンケートを実施し、具体的にどういう問題や懸念があるのかというところを立法事実として引き出してもらうことが必要と考えている。</p> <p>また、3分の1で回答のあった「ある」について、回答した方の結果を分析することが必要と考えている。</p>	<p>市民アンケートについて、問1の「ある」と「ない」の回答をそれぞれ分析したところ、客引きに対するイメージや規制の適否について、大きな傾向の違いは見られませんでした。</p> <p>これと並行して、すすきの地区や狸小路地区、大通地区の居酒屋やカラオケ店の利用者、地元住民等に対するアンケートを実施し670人の方から回答をいただきました。そのうち、「客引き行為を見たり、受けたりしたことがある」との回答が約4分の3集まりました。この回答者のうち、執拗でない客引きに相当する「近づいて声を掛けながら」や「チラシやメニュー表を見せながら」行われる客引き行為について、約7～8割の方が、否定的なイメージを持つとともに規制が必要と思うという回答をいただいております。</p> <p>また、8月31日に「すすきの・狸小路・大通地区安全安心まちづくり推進協議会」より札幌市に対して、客引き等の実態や条例制定の必要性について示された『客引き等を防止するための条例』制定に向けた要望書が提出されております。このなかでは、市民等が声掛けを無視、若しくは断ると、今度は別の客引きが声かけするなど、単独では執拗につきまとい、複数人が連続的に行うなどの手口が確認されているほか、繁華街のオフィスに勤務する女性が帰宅する際に、居酒屋の客引きが馴れ馴れしく近寄ってくるのが怖いとの意見があることなど、具体的な問題や懸念が示されているところです。</p> <p>参考：資料2、参考資料</p>